

連絡先:自動車局 審査・リコール課
 リコール監理室
 TEL:03-5253-8111 内線 42361
 アドレス:http://www.mlit.go.jp

リコール届出一覧表

リコール届出日:令和5年8月31日

リコール届出番号	5372	リコール開始日	令和5年8月31日
届出者の氏名又は名称	酒井重工業株式会社 代表取締役社長 酒井一郎 (問合せ先:品質保証部 TEL 0480-52-6407)		
不適合の部位(部品名)	灯火器(車幅灯、後退灯)		
基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因	オプション設定であるキャンピー又はROPS※が装着された小型特殊自動車において、法規確認が不十分なため、車両の高さが2.0mを超えているにもかかわらず車幅灯及び後退灯が備えられていないため、保安基準に適合しない。 ※ROPS:車両が転落・転倒した時に運転者を保護することを目的として車両に装着される構造物。		
改善措置の内容	キャンピーやROPSを取付けして販売した車両から、当該部品を取外す。または、保安基準適合に必要な灯火器を取付ける。		
不具合件数	0件	事故の有無	無し
発見の動機	社内からの情報による		
自動車使用者及び自動車特定整備事業者等に周知させるための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者:直接訪問又はダイレクトメール等で通知する。 ・自動車特定整備事業者等:使用者を全て把握しているため、周知のための措置はとらない。 ・改善実施済車には、車両型式銘板付近にNo.5372のステッカーを貼付する。 		

車名	型式	通称名	リコール対象車の車台番号(シリアル番号)の範囲及び製作期間	リコール対象車の台数	備考
サカイ	—	「SW504」	1SW74-30121 平成30年3月19日	1	
サカイ	—	「SW354」	1SW73-30123 平成28年2月29日	1	
サカイ	—	「TW504」	1TW74-30162～1TW74-33548 平成27年12月29日～令和5年2月25日	31	
サカイ	—	「TW354」	1TW73-30344～1TW73-32618 平成28年3月18日～令和5年4月24日	23	
サカイ	—	「TW502S-1」	1TW43-21341～1TW43-26068 平成23年7月25日～平成27年7月15日	14	
サカイ	—	「TW352S-1」	1TW42-21102～1TW42-25357 平成24年8月8日～平成27年2月19日	2	
サカイ	—	「TW352-1」	1TW42-20216～1TW42-21031 平成19年10月9日～平成24年5月18日	5	

車名	型式	通称名	リコール対象車の車台番号(シリアル番号)の範囲及び製作期間	リコール対象車の台数	備考
サカイ	—	「SW352-1」	1SW42-20241 平成23年3月16日	1	
サカイ	—	「TW502-1」	1TW43-20117～1TW43-21135 平成19年5月29日～平成22年8月18日	8	
サカイ	—	「TW502」	VTW31-10214～VTW31-10530 平成17年10月17日～平成18年10月18日	9	
サカイ	—	「TW352」	VTW30-10397～VTW30-10399 平成18年10月13日～平成18年10月17日	3	
サカイ	—	「SW502」	VSW31-10118 平成17年11月4日	1	
サカイ	—	「TW500W-1」	VTW15-21440～VTW15-22305 平成14年12月2日～平成17年12月5日	5	
サカイ	—	「SW500-1」	VSW15-10340～VSW15-10440 平成15年6月16日～平成16年7月6日	4	
サカイ	—	「TW350-1」	VTW14-11091～VTW14-11158 平成16年3月25日～平成16年7月20日	2	
サカイ	—	「SW350-1」	VSW14-10562 平成16年12月8日	1	
サカイ	—	「TS160-2」	1TS8-50105～1TS8-50131 平成19年5月8日～平成19年10月30日	2	
サカイ	—	「TS160」	TTS5-31462～TTS7-40202 平成15年5月23日～平成18年10月17日	3	
合 計				116 台	

【注意事項】

リコール対象車の車台番号の範囲には、対象とならない車両も含まれている場合があります。

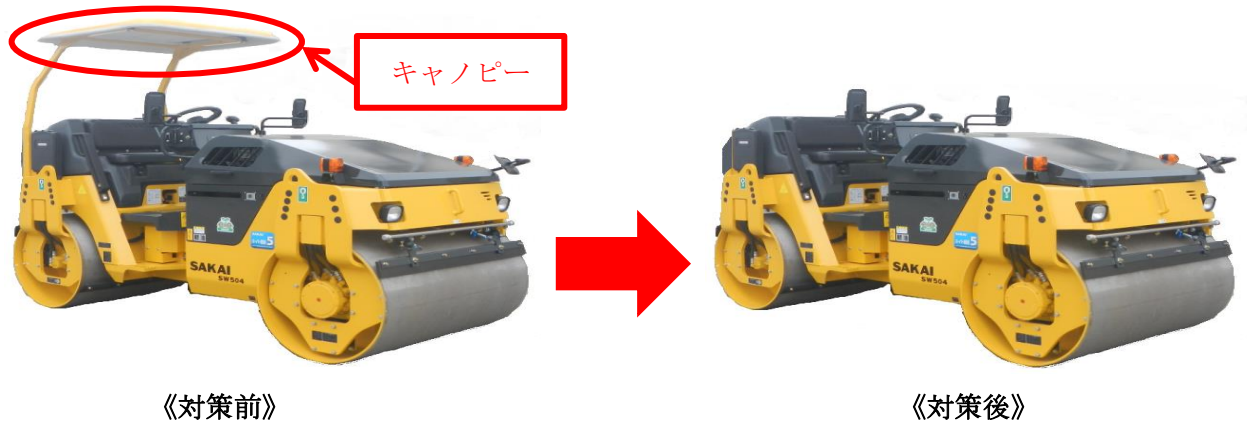
サービス部品として販売された部品で、車両が特定できないもの

対象の製品名	部品番号	対象部品の出荷期間	対象数	備考
キャンピーアッシー	0446-63801-0	平成30年6月5日～令和4年5月12日	7	
合 計			7 台	

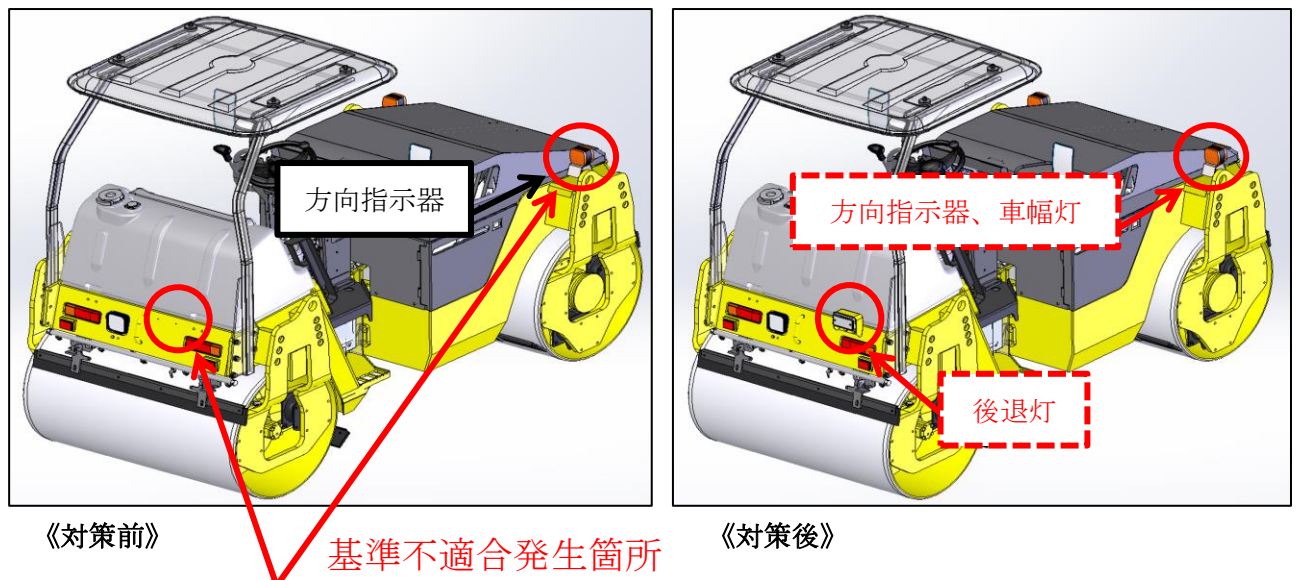
サービス部品が組み付けられた車両は、同様の改善を実施する。



改善箇所説明図

キャノピーを外す場合



灯火器追加の場合



注：  は、取外し部品を示す。
 は、変更又は追加部品を示す。

オプション設定であるキャノピー又は ROPS※が装着された小型特殊自動車において、法規確認が不十分なため、車両の高さが 2.0m を超えているにもかかわらず車幅灯及び後退灯が備えられていないため、保安基準に適合しない。

※ROPS: 車両が転落・転倒した時に運転者を保護することを目的として車両に装着される構造物。

改善措置の内容:

キャノピーや ROPS を取付けして販売した車両から、当該部品を取外す。
または、保安基準適合に必要な灯火器を取付ける。

識別:

改善実施済車には、車両型式銘板付近にNo.5372のステッカーを貼付する。